

注意事項等説明書

業務名 熊取町住民課窓口の一部委託業務

1. 質疑応答について

本業務における質疑応答については、質問書(様式6号)にて行います。なお、質疑事項がない場合は、質問書の提出は必要ありません。提出期間を経過しても質問書の提出がない場合は質疑事項がないものとして取り扱います。質疑受付時間終了後は質問書を一切受領せず、窓口や電話での質疑については、一切応じないものとします。

2. 参加の辞退について

参加者が、参加申請後に参加を辞退するときは、遅滞なく参加辞退届(様式7号)を提出してください。参加申請後においても、一次審査結果通知発送(令和8年7月17日)までの間は書面により入札参加を辞退することができます。

3. 関係法令等の厳守

参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、契約規則及びその他関係法令等を厳守しなければなりません。

4. 入札保証金について

免除する。

5. 契約保証金について

契約代金の額の100分の10に相当する額以上
ただし、契約規則第30条各号に該当する場合は免除とする。

6. 異議の申立て

参加者は入札後、仕様書等についての不明または錯誤等を理由として異議を申し立てることはできません。

7. その他

賠償額の予定等

参加者が、当該プロポーザルに関し談合等不正行為が明らかになった場合、本町は、違約金等の請求を行います。